

(選 考)

第 7 条 科目等履修生の選考は、書類審査・面接その他の方法によって審査・選考を行い、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

(登録手続及び履修許可)

第 8 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出し、科目等履修登録料および履修費を納入しなければならない。

2 学長は前項による手続を完了した者に履修を許可する。

(履 修 費 等)

第 9 条 履修費は次のとおりとする。

(1) 授業科目 1 単位につき 15,000 円とする。

(2) 本大学院修了者および神戸松蔭女子学院大学、神戸松蔭女子学院大学短期大学部卒業生については 1 単位 10,000 円とする。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別な費用は科目等履修生の負担とする。

3 科目等履修登録料は 10,000 円とし、1 年ごとの更新とする。

(科目等履修生証)

第 10 条 科目等履修生には科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生が登校する際には、科目等履修生証を携帯し、試験時はこれを机上に提示しなければならない。

3 学生割引(学校学生生徒旅客運賃割引証)や通学証明書等は交付しない。

(施設の利用)

第 11 条 科目等履修生は、大学図書館および履修に必要な施設・設備を利用することができる。ただし、特定の施設・設備の利用について制限を受けることがある。

(単位の認定)

第 12 条 科目等履修生が授業科目を履修し、試験その他の方法による成績評価に基づき合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項に規定する単位認定は、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

(証明書の交付)

第 13 条 前条に規定する単位を修得した場合、学長は希望者に対し、履修期間の証明書および単位修得証明書を交付することができる。

(諸規則の遵守)

第 14 条 科目等履修生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(履修許可の取消)

第 15 条 学長は、科目等履修生が次の各号の一に該当する場合、当該科目等履修の許可を取り消すことができる。

(1) 所定の期間内に履修費を納付しないとき

(2) 本学の学則および諸規則に違反したとき

(3) 科目等履修生としてふさわしくない行為のあったとき

(事務の所管)

第 16 条 科目等履修生に関する事務は、教務課が取り扱う。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2015 年 4 月 1 日より改正施行する。

---

---

## 研究生規程 (大学院)

---

---

(目 的)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学大学院学則第 61 条に基づき、研究生に関する必要事項を定める。

(研究期間)

第 2 条 研究生の在学期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年、もしくは前期・後期の半年とする。ただし、引き続き研究指導を受けることを志望するときは、1年を限度として、期間を延長することができる。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学を志願することのできる者は、下記の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (6) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (7) 相当の年齢に達し、大学を卒業した者と同等以上の学力がある者と、本大学院が認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生志願者は下記の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 入学後の研究計画書
- (3) 最終学校卒業（見込）証明書
- (4) 最終学校成績証明書
- (5) 履歴書
- (6) 健康診断書
- (7) 3カ月以内に撮影した写真

(出願期間)

第 5 条 研究生志願者は、所定の期日までに出願手続を完了しなければならない。

(選考)

第 6 条 研究生の選考は書類審査・面接その他の方法によって審査し、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

(検定料)

第 7 条 研究生選考のための検定料は、5,000円とする。

(学費等)

第 8 条 研究生の入学金、授業料その他必要な学費は別に定める。

第 9 条 天災被害その他特別の事情があると大学院委員会が認めた場合、授業料の一部または全額を免除することがある。

(指導教員)

第 10 条 研究生は、その研究計画書に基づき定められた指導教員の指導を受けなければならない。

(授業の聴講)

第 11 条 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究倫理教育)

第 12 条 研究生は本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究成果の報告)

第 13 条 研究生は、研究期間の終了日までに、その研究成果を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究生の身分取り扱い)

第 14 条 研究生は、一般学生と同様の身分取り扱いはしない。

(参考：学生割引、通学証明書等は交付しない。また、本学の諸設備の利用について制限を設けることがある。)

第 15 条 研究生としてふさわしくない行為があると認められる場合、研究生の資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2022年3月1日より改正施行する。